

確定申告

所得税・町道民税の 確定申告と納税相談 日程のお知らせ

平成29年分

平成29年分の確定申告は、下記日程のとおり行ないます。必要書類を準備されまして、期日内に確定申告されますようお願い致します。

- ① 給与所得者で年末調整をされた方は申告の必要はありません。
- ② 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告が必要ありません。

※但し、上記①②に該当する方でも、他に不動産等の所得がある場合は申告が必要です。また、還付申告は今までどおり提出できます。

今年度より、全日程、役場が会場となります。

区分	日程	地区名
●漁業所得者等 (青色・白色)	2月16日(金)	礼文町(北)・礼文町(南)
	2月19日(月)	知昭町・松法町
	2月20日(火)	八木浜町・緑町
	2月21日(水)	麻布町・本町
●給与所得者等 (乗子の方) (季節労務の方) (還付申告の方)	2月22日(木)	峯浜町・幌萌町・春日町
	2月23日(金)	船見町・共栄町
	2月26日(月)	富士見町・海岸町
	2月27日(火)	栄町・栄町高台・湯ノ沢町
	2月28日(水)	岬町
◎会場 *羅臼町役場1階会議室		
◎受付時間 *9:00~16:00まで		
※役場は8:15に開庁します。		

*日程をご確認のうえ、地区指定日に申告するようお願い致します

上記期間中、不在等により確定申告ができない方は(青色・収支計算の方は除く)3月1日~15日(土・日除く)9:00~16:00の期間に申告を済ませて下さい。

羅臼町・羅臼漁協青色申告会

《忘れずに持参して下さい》

① 個人番号カード

個人番号カードをお持ちでない方は・・・

- (1)個人番号通知カード又は個人番号が記載された住民票
- (2)運転免許証又はパスポート

※(1)と(2)の2種類が必要です。

- ② 利用者識別番号等の通知（昨年、確定申告の際に発行したもの）
- ③ 事業所得のある方は関係諸帳簿一式
- ④ 給与所得で源泉された方は源泉徴収票
- ⑤ 年金所得がある方は公的年金等の源泉徴収票
- ⑥ 国民年金払込証明書
- ⑦ 生命保険料や地震保険、旧長期損害保険等の保険料を支払った場合はその証明書
- ⑧ 医療費を支払った場合はその領収書（事前に明細書を整理して下さい。）
- ⑨ 身体障害者手帳や障害者控除対象者認定書等
- ⑩ 税務署からの「確定申告のおしらせ」ハガキ等

《住宅借入金等特別控除を受けられる方》

- ① 借入金の年末残高証明書
- ② 売買契約書又は請負契約書
- ③ 登記事項証明書
- ④ 増改築の場合は増改築等工事証明書等

《社会保険料控除について》

- ① 後期高齢者医療保険料も対象になります。
- ② 社会保険料控除の対象になる保険料(国保税等)は、平成29年中(1月1日～12月31日)に実際に支払った金額が控除額になります。

《記帳・帳簿等の保存について》

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました。

・対象者…事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての方

- ①売り上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。
- ②収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

確定申告に関するお問い合わせ 【根室税務署】 0153-23-3261
【役場税務財政課】 0153-87-2113